

医療機関の皆様へ

精神通院医療費公費負担制度（精神 32 条）は
平成 18 年 4 月 1 日から、
新しい制度に変わります

現在、障害者医療費公費負担は、それぞれ身体障害者福祉法に基づく更生医療、児童福祉法に基づく育成医療及び**精神保健福祉法に基づく精神通院医療費公費負担制度（精神 32 条）**と各個別の法律で対応する制度でしたが、障害者自立支援法の成立により、これらを一元化した新しい制度（自立支援医療制度）になります。

新制度になって変わることは

- ① 利用者自己負担額が、一律 5% から原則 10% に変わります。ただし、世帯の所得や病名等に応じて月額自己負担上限額を定めています（資料 1 参照）。
- ② 有効期間が 2 年から 1 年に変わります。
- ③ 医療機関のほか、薬局、訪問看護ステーションも指定制となります。
- ④ これまでの「患者票」は、医療機関に送付し、管理しておりましたが、新制度では「医療受給者証」に名称が変わり、本人に交付されますので、公費負担で医療機関、薬局等を利用するために、本人が携帯して提示することになります。
- ⑤ これまでの「公費負担申請書」が新たに「支給認定申請書」に変わります。
- ⑥ これまでの「公費負担診断書」が新たに「自立支援医療診断書」に変わります。

こんな質問、あんな質問

【現在の公費負担制度を利用している人が、自立支援医療制度を引き続き利用するにはどうすればよいのですか】

平成 18 年 3 月までに、本人による更新手続きが必要です。更新には、世帯、所得を証明する書類、診断書又は意見書が必要となります。18 年 1 月下旬に東京都から本人宛に申請書、お知らせ、診断書又は意見書等を送付します。医療機関にも本人への送付前に関係書類をお送りします。

【3 月までに更新しないとどうなりますか】

平成 18 年 3 月までに更新手続きを行わない場合、4 月以降、公費負担制度を利用できなくなります。4 月以降に申請する場合は、新法に基づく新規申請を行うこととなりますが、有効期間は支給決定日から 1 年となり、更新手続きで得られる有効期間のメリットは適用されません。

【18 年 3 月までに有効期間が切れる場合はどうしたらいいですか】

1 月下旬に本人宛に新様式の申請書が送付されるまでは、精神保健福祉法 32 条の受け付けとなり、再度、自立支援医療制度に基づく更新手続きを行わなければなりません。18 年 1 月から 3 月までの有効期間の方は、1 月下旬以降に更新手続きを行うと再度更新しないで済みます。